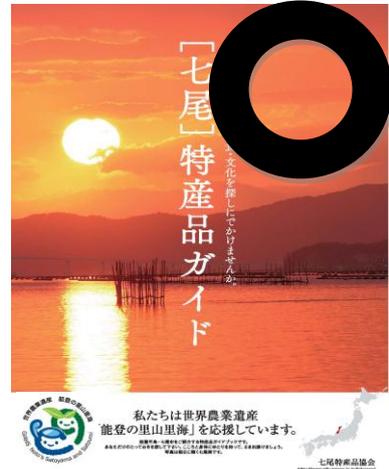


世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークの使用に関するQ & A

世界農業遺産活用実行委員会

Q 1 4市4町の特産品や旅行など商品のパンフレットに使用できるか

A 1 使用基準第6条に準じて、使用できる。



メッセージの付記

Q 2 商品に使用する場合の使用できる事例、使用できない事例は何か

A 2 (1) 商品への直接の使用は不可



(2) 商品の個装（化粧箱）への使用は不可



(3) 出荷用の段ボールは可（メッセージの付記）

